

訪問介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
1. 訪問介護の所要時間				
訪問介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間としている。 ※実際に行われた指定訪問介護の時間ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-1. 身体介護中心				
利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助が中心であるサービス提供を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-1-1. 身体介護中心(イ-1)				
所要時間20分未満: 167単位				
※(1)に適合するものとして市に届け出た事業所において、(2)に該当する利用者に対して訪問介護が行われる場合は、1月あたりの訪問介護費は(3)を限度として、それぞれ算定している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1)事業所の体制が次のいずれにも適合していること。 ① 利用者又は家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。 ② 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている又は指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定していること(指定を受けていない場合は、要介護3から要介護5の利用者に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)利用対象者が次のいずれにも該当していること。 ① 要介護1から要介護2の者であって認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって、障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上の利用者であること。 ② 当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1回以上開催されており、当該会議において1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)頻回の訪問を含む20分未満の身体介護算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行わない場合)の範囲内としていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-1-2. 身体介護中心イ-(2)~(4)				
所要時間20分以上30分未満: 250単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
所要時間30分以上1時間未満: 396単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
点検事項 所要時間1時間以上1時間30分未満:579単位 以降30分を増すごとに算定:84単位 ※生活援助加算:67単位(引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算。70分以上を限度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-2. 生活援助中心			
単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者に対して行われるもの)が中心であるサービス提供を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
所要時間20分以上45分未満:183単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
所要時間45分以上:225単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 通院等乗降介助		1回につき99単位	
基本報酬:99単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)身体介護中心型の所定単位数を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)訪問介護員等が、自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行っていること。 (居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)片道につき所定単位数を算定していること(乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が「通院等乗降介助」を行った場合、1回の「通院等乗降介助」として算定していること(訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できない)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)居宅サービス計画に位置付けられ、次の内容が明確に記載されていること。			
①通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由。 ②利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨。 ③総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
3. 同一建物減算				
訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされていますが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象とされました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅				
(1)ア.事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者である。 (次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)
イ.ア以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の85を算定(15%減算)
(3)上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 2人の訪問介護員等による訪問介護				
所定単位数の100分の200を算定				
(1)2人の訪問介護員等による訪問介護を行うことについて利用者又はその家族の同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)次のいずれかに該当していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合。 (例:体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とするサービスを提供する場合等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合。 (例:エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 早朝、夜間、深夜の訪問介護				
居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が、以下の①～③のいずれかの時間帯にある場合に算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間帯が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、算定できない。				
① 早朝:午前6時～午前8時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の25を加算
② 夜間:午後6時～午後10時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の25を加算

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
③ 深夜:午後10時～午前6時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の50を加算
5-2. 共生型訪問介護を行う場合の減算				
① 指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の70を算定
② 指定居宅介護支援事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の93を算定
③ 指定重度訪問介護事業所が行う場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の93を算定
6. 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅴ)共通 (体制要件)				
(1) 事業所の全ての訪問介護員等(登録型の従業者を含む。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ※(Ⅳ)のみ、上記の「訪問介護員等」を「サービス提供責任者」に読み替える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 次の①、②の基準に従い、サービス提供が行われていること。 ① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。(テレビ電話等のICTの活用が可能) ② サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、その利用者の情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、適宜報告を受けていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 運営規程に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-2. 特定事業所加算(Ⅰ)				
次の①、②、③いずれにも適合している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1回につき所定単位数の100分の20を加算
① 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が5割以上であること。【訪問介護員等(人材要件)】 ※上記の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
<p>点検事項</p> <p>② 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。【サービス提供責任者(人材要件)】</p> <p>※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、2人以上の常勤を配置していること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>③ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者)並びにたん吸引等の行為を必要とする者の占める割合が2割以上であること。【重度要介護者等対応要件】</p> <p>※上記の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用いて算定すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6-3. 特定事業所加算(Ⅱ)			
1回につき所定単位数の100分の10を加算			
<p>次の①、②いずれかに適合していること。</p> <p>① 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が5割以上であること。【訪問介護員等(人材要件)】</p> <p>※上記の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算定すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>② 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。【サービス提供責任者(要件)】</p> <p>※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、2人以上の常勤を配置していること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6-4. 特定事業所加算(Ⅲ)			
1回につき所定単位数の100分の10を加算			
<p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者)並びにたん吸引等の行為を必要とする者の占める割合が2割以上であること。【重度要介護者等対応要件】</p> <p>※上記の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用いて算定すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
6-5. 特定事業所加算(Ⅳ)	1回につき所定単位数の100分の5を加算		
次の①、②のいずれにも適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
① 人員基準に基づき配置することとされている常勤のサービス提供責任者数が2人以下の事業所で、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。(利用者数が80人未満の事業所に限る。) 【サービス提供責任者(人材要件)】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者)並びにたん吸引等の行為を必要とする者の占める割合が6割以上であること。 【重度要介護者等対応要件】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※上記の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用いて算定すること。			
6-6. 特定事業所加算(Ⅴ)	1回につき所定単位数の100分の3を加算		
(1) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 加算(Ⅲ)との併算定は可能であるが、加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)との併算定は不可			
7. 特別地域訪問介護加算	1回につき所定単位数の100分の15を加算		
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行っていること。			
【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】			
① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 離島振興法(昭和三十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島			

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
8. 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する加算)	1回につき所定単位数の100分の10を加算		
(1)厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行っていること。			
【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)前年度の1月当たりの平均延べ訪問回数が200回以下の事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1回につき所定単位数の100分の5を加算		
(1)事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供を行っていること。			
【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)通常の実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 緊急時訪問介護加算	1回につき100単位を加算		
(1)居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護(身体介護が中心のものに限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図っている。又は事後に連携を図り、当該サービスの提供が必要と判断されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)当該訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図り、利用者又はその家族等からの要請内容から、標準的な時間を介護支援専門員が判断していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
(4)要請のあった時間、要請の内容、当該サービスの提供時刻及び緊急時訪問介護加算の対象である旨等を記録していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 初回加算について	1月につき200単位を加算		
(1)新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者による訪問介護の提供又は同行訪問が実施されていること。 ※同行訪問の場合は、同行した旨を記録していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護の提供又は同行訪問が実施されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)加算算定対象の利用者が過去2月間に、当該事業所のサービス提供を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 生活機能向上連携加算(I)	1月につき100単位を加算		
(1)訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師(以下、理学療法士等という)が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行っている。 ※利用者のADL等の把握の方法 ①理学療法士等が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の事業所、医療提供施設の場合において把握。 ②サービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)サービス提供責任者は、当該理学療法士等の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で訪問介護計画の作成を行っている。 ※当該計画には理学療法士等の助言内容を記載すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」には、生活機能アセスメントの結果のほか、下記の内容を記載しなければならない。 a.利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b.aの内容について3月を目標とする達成目標 c.bの目標を達成するための各月の目標 d.b及びcの目標を達成するに訪問介護員等が行う介助等の内容(例:当該目標に係る生活行為の回数、当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」に基づき、指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)翌月及び翌々月は算定していない。(利用者の急性増悪等により見直した場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
点検事項			
(5) 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告している。 ※再度、理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、算定可能。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12-2. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算		
(1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師(以下、理学療法士等という)とサービス提供責任者が共同して、生活機能アセスメントを行っている。 ※共同の方法 ①理学療法士等が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として利用者宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する。 ②理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者宅を訪問した後に共同してカンファレンス(居宅サービス計画作成時のサービス担当者会議を除く。)を行う。 カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該計画に基づくサービスの提供を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)-1. 初回のサービス提供日が属する月以降3月を限度として算定されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)-2. 3月を超えて算定する場合は、再度、生活機能アセスメントの評価に基づき、当該計画を見直している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び達成目標を踏まえた適切な対応を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 認知症専門ケア加算			
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。 ※※加算(Ⅰ)(Ⅱ)はいずれか一方のみ算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13-2. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき3単位を加算		
(1) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(3)当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13-3. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき4単位を加算			
(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通				
(1)賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(2)改善計画書の作成、周知、届出がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(3)賃金の改善を実施していること。 (介護従業者1人当たり月額: 円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃金改善確認書
(4)処遇改善に関する実績の報告がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5)前12月間に法令違反し、罰金以上の刑を受けた事例はないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)労働保険料を適正に納付していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14-2. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の137を加算			
(1)次の①～⑦の全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
①任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業規則等の明確な根拠規定
④介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 (2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
⑤④の内容について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
<p>点検事項</p> <p>⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する次の仕組みを設けていること。</p> <p>(1)経験に応じて昇給する仕組み(勤続年数や経験年数に応じて昇給する仕組み) (2)資格等に応じて昇給する仕組み(資格取得に応じて昇給する仕組み) (3)一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み(実技経験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組み)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	評価基準や昇給条件が明文化されたもの
<p>⑦ 職場環境等要件を満たすこと。</p> <p>(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14-3. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の100を加算		
(1)次の①～⑥の全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業規則等の明確な根拠規定
④ 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 <p>(1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 (2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 職場環境等要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14-4. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の55を加算		
(1)次の①～③又は④～⑤に適合し、かつ、⑥に適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業規則等の明確な根拠規定
④ 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 (2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 職場環境等要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通				
(1)次のa～dに掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
a 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(ただし、当該加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない。) ※経験・技能のある介護職員…介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に関する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。(ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)改善計画書の作成、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
(3)賃金改善の実施がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)処遇改善に関する実績の報告をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5)介護職員処遇改善加算の(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(7)(6)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15-2. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の63を加算			
特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれを届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15-3. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の42を加算			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通事項全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16. 介護職員等ベースアップ等支援加算				
(1)賃金改善に関する介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、計画に基づく措置、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
(2)賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回り、その見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	